

令和7年4月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和6年(行コ)第34号 違法公金支出金返還請求控訴事件
(原審・京都地方裁判所令和2年(行ウ)第22号)
口頭弁論終結日 令和7年1月29日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、西脇隆俊に対し、9万8535円及びこれに対する令和元年9月17日から支払済みまで年5パーセントの割合による金銭を支払うよう請求せよ。
- 3 被控訴人は、西脇隆俊に対し、3万8024円及びこれに対する令和元年10月16日から支払済みまで年5パーセントの割合による金銭を支払うよう請求せよ。
- 4 被控訴人は、西脇隆俊に対し、19万9932円及びこれに対する令和元年11月15日から支払済みまで年5パーセントの割合による金銭を支払うよう請求せよ。
- 5 被控訴人は、西脇隆俊に対し、3万7680円及びこれに対する令和2年1月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による金銭を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

- 1 令和元年、天皇の代替わりに際して行われる儀式である大嘗祭^{だいじょうさい}及びこれ

に関連する行事（以下「大嘗祭関連行事」ということがある。）が行われた。本件は、京都府の住民である控訴人らが、これに関連して原判決別紙3「損害額計算書」記載の経費が京都府の公金から支出されたことは憲法4条、20条1項後段、同条3項、89条等に違反する違法な財務会計上の行為に当たるのに、京都府知事である西脇隆俊が当該支出を阻止しなかったため京都府が損害を被ったと主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、京都府の執行機関である被控訴人に対し、①同別紙①の「小計」欄記載の9万8535円、②同②の同欄記載の3万8024円、③同③のうち「知事の業務に関わる経費」欄と「移動に伴う職員の業務に関わる経費」欄各記載の合計19万9932円、④同③のうち「知事の移動に関わってJR東海に支払った往復旅費」欄記載の3万7680円に各相当する金員の損害賠償を、上記各金員に対する各支払日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金と共に西脇隆俊に請求することを求めた事案である。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却し、控訴人らがこれを不服として控訴した。以下で使用する略称は、特に断らない限り、原判決の例による。

2 前提事実、争点及び当事者の主張は、以下のとおり補正し、後記3において当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中、「第2 事案の概要」の2ないし4のとおりであるから、これを引用する。

(1) 2頁20行目冒頭から「育てる」までを「大嘗祭には、全国の「悠紀地方」と「主基地方」にそれぞれ設けられる「斎田」と呼ばれる田で育てられた新米が供えられ、各斎田は、それぞれ「悠紀田」、「主基田」と呼ばれ、斎田で新米を育てる者は「大田主」と呼ばれる。大嘗祭関連行事としては、」と改める。

(2) 3頁3行目「大嘗祭関連行事への関与状況」を「大嘗祭関連行事への京都府の関与状況」と改める。

- (3) 12頁3、4行目「宗教団体」であることが明らかである」の後に「(以下「本件宗教団体」ということがある。)」を加える。
- (4) 13頁5行目、6行目「西脇府知事による公金の支出命令は、本件宗教団体の使用、便益若しくは維持のために供されたものである。」を「西脇府知事による公金の支出命令（京都府人事課長による支出負担行為及び京都府総務事務センター長の支出命令を含む。以下同じ。）」は、本件宗教団体の使用、便益若しくは維持のために供されたものであることは否認する。」と改める。
- (5) 18頁2行目「政教分離規定に違反し、違法な財務会計行為である。」を「政教分離規定等に違反する違法な財務会計行為である。」と改める。
- (6) 18頁10行目「政教分離規定に反するもの」を「政教分離規定等に反するもの」と改める。

3 当審における当事者の補充主張

(控訴人らの主張)

原判決には、次のとおり事実認定及び法的判断において判決に影響する重大な誤りがあるから、取り消されるべきである。

(1) 共同行為に関する判断を逸脱したことに伴う誤り

ア 京都府は、本件支援行為を行った国（宮内庁）の綿密な連絡・案内・要請に基づき、大嘗祭で用いられる神聖な新穀を生産し、皇居に納める（新穀供納の儀）という、それなくしては大嘗祭が成り立たない最重要の準備行為を担い、国と一連かつ一体の共同行為をした（以下、この主張を「共同行為論」ということがある。）。原判決は、共同行為論を事実整理として掲げてはいるが、この点について何ら判断せず、事実反して、本件関与行為と国の本件支援行為を何ら共通の目的を持たない各独立の行為であるかのごとく意図的に切り離している。

イ その結果、原判決は、本件が国と京都府が天皇及び皇室とともに「国そのものが宗教行為を行った」事案であるにも関わらず、国と京都府が「外

部的な社会事象としての大嘗祭」に関わった事案として目的効果基準を適用している。しかし、本件は国と京都府が外部社会の宗教と「関わった」事案ではなく、自らが大嘗祭を皇室と共同して、あるいは少なくとも皇室を援けて行った事案であるから、憲法20条3項によって直接禁止されるものであり、目的効果基準を適用するのは誤りである。

ウ 仮に、本件に目的効果基準を適用するとしても、共同行為論を前提とすれば、国の本件支援行為の内容・性質・違憲性は本件関与行為に影響を与えるものであるから、本件関与行為につき国と京都府の共同行為が認定できるかを判断した上で、本件関与行為の目的効果を評価すべきであって、国の指示・要請に応じたという従属性を理由に直ちに本件関与行為を社会的儀礼と矮小化することは許されない。しかし、原判決は、共同行為論を無視し、本件関与行為が大嘗祭挙行に向けて持った宗教的な意味・必要性を一切考慮に入れることなく、バラバラに分解する操作により、いずれも単なる社会的儀礼と断定する恣意的な判断をした。主基地方の知事が大嘗宮の儀に参列した意味は、単に招待されて参列しただけの都道府県知事のそれと同視することができないし、西脇府知事の参列が天皇の即位に祝意を表するためであり、それ以外はなかった旨の証拠もない。西脇府知事等参列者は、儀式の進行を現場身近で「見守る」ことによって大嘗宮の儀に参画し、同儀式を成立させたし、悠紀殿・主基殿供饌の儀において、拝礼も求められているのであって、単なる参列者・見物人ではない。大饗の儀も天照大神一天皇一臣民（国民）との階層性をもって神人共食が繋がれ完結するものであって、普通の宴席のような軽いものではなく、大嘗祭の理念上も具体的進行上も不可欠なものといえる。また、京都府知事らは、宮内庁（国）からの指示・命令ないし強い要請により抜穂の儀などへの関与を（少なくとも事実上）強制されている。加えて、天皇の即位に祝意を表する社会的儀礼をするのであれば、即位の礼に参列すれば足り、宗教行為

である大嘗祭に参列する必要はないのであって、大嘗祭や抜穂の儀に参列したいのであれば、私的参列をすることも可能であるのに、公費をもって参列することは、必要性のないものに公費を使うことによって、皇室神道という宗教を援助・助長・促進等する効果・影響を有するものとして国家と宗教の関わり合いが相当な限度を超えるというべきである。

以上のとおり、本件関与行為を「祝意の表明」＝「社会的儀礼」と決めつけ、皇室神道に対する援助、助長、促進の「目的も効果もない」とすることは結論を先取りした恣意的なものである。

(2) 大嘗祭の意義・性格の誤り

原判決は、「大嘗祭は新しく皇位についた天皇が神性を獲得するための儀式である」、「大嘗祭は、服属儀礼としての意味合いがある。」との控訴人の主張・立証を無視して大嘗祭の明らかな宗教性を覆い隠し、目的効果基準適用に際し、なんらの合理的理由も示さず、大嘗祭の意義・性格を「天皇即位という世俗的な出来事の際におこなわれる伝統的儀式という側面が強い」と特異な認定をして本件関与行為に大嘗祭の宗教（皇室神道）を援助・助長・促進する効果があった事実を認めなかった。原判決認定の大嘗祭の意義、性格は、高木博志の見解（甲87）等に反し、閣議口頭了解及び政府見解のみを根拠とするものである。大嘗祭が宗教行為であることは国も京都府も認めるところであり、また、「天皇即位」は、建築の際の起工式のように世間一般に行われるものではないから世俗的な出来事とも慣習化した社会的儀礼ともいえない。さらに、大嘗祭は宗教色の強い宗教儀式であるから本件支援行為や本件関与行為について一般人は宗教的意義をほとんど認めないとは評価できないのであって、事実認定や法的評価を誤るものである。

(3) 地方自治法2条2項の「事務」該当性の誤り

憲法92条が「地方自治の本旨」を定めていることや平成11年の地方自治法改正の趣旨からすると、「地域における事務」は、以下の要件を満たす

ものと解すべきである。

- ① 住民の福祉の増進を図るための住民に身近な行政として住民から信託されたと解することができること（憲法前文、地方自治法 1 条の 2 第 1 項、2 項）
- ② 国から独立して地方公共団体が自主的に地域における事務として行うことを決定したこと（地方自治法 1 条の 2 第 1 項）
- ③ 地方公共団体において民主的に地域における事務として行うことを決定したこと（地方自治法 1 条）

しかし、宗教儀式である大嘗祭の挙行は、京都府住民の権利利益の実現又は確保とは何の関連性もないし、あってはならないことであり、住民に身近な行政とはいえない。また、本件関与行為は、宮内庁からの働きかけによって参列したものであり、京都府議会の議決に基づくものでもないから、自主的、民主的に地域における事務として行うことを決定したともいえない。さらに、京都府住民の福祉増進のために京都府住民が天皇との友好や信頼関係の維持増進を図る必要はなく、京都府知事が大嘗祭に参列する必要はないし、天皇が主催する重要な宗教儀式である大嘗祭へ京都府知事が参加することは単なる社会的儀礼と評価することもできない。したがって、本件関与行為は、地方自治法 2 条 2 項の「事務」に該当しない。

（被控訴人の主張）

(1) 控訴人らの主張(1)について

ア 京都府は、本件大嘗祭の実行を計画したり、費用を負担したりしたことはなく、宮内庁長官の要請を受けて、主基田を推薦する農業団体をあっせんし、案内に応じて参列しただけであって、本件大嘗祭の主催者でも共催者でもないから、京都府と国との共同行為により大嘗祭を挙行したとはいえない。原判決は、京都府の関与の内容や程度を具体的に検討しており、共同行為論を認めないとしたものであって、共同行為論について判断しな

かったとの批判は当たらない。

イ 上記アのとおり、京都府が国との共同行為により大嘗祭を挙行了たといえないから、本件関与行為について目的効果基準を適用することは誤りとはいえない。対象行為の宗教色が強いからといって、関与行為が当然に宗教的意義を有することになるものではないし、大嘗祭が皇位の世襲制をとる憲法下における一世に一代の伝統的皇位継承儀式であるとして公的性格を認め、国などがその世俗的側面（憲法上の出来事としての側面）から一定の関わりを持つことはありうるところであり、目的効果基準によって判断されるべきである。

ウ 目的効果基準による場合、大嘗祭に招待されて参列した西脇府知事ら参列者は、幄舎において見守っただけであり、「大嘗宮の儀を成り立たせるための不可欠の要素であり構成員であった」、「大嘗宮の儀に参画し、同儀式を成り立たせた」などということとはできない。京都府知事らは、伝統的皇位継承儀式に際して祝意を表し、社会的儀礼を尽くす目的で参列を行ったものである。たとえ宮内庁から強い要請があったとしても、参列をするかしないかは、社会的儀礼に欠けることがないかも含めて京都府知事が判断することであり、本件関与行為についても同様である。本件関与行為について、皇室神道への援助、助長、促進などの効果は認められないから、政教分離原則には違反しない。

(2) 控訴人らの主張(2)について

原判決は、大嘗祭について宗教的行為と世俗的行為の2つの側面があることを指摘したものであるところ、かかる2つの側面のあることを前提として目的及び効果を検討しており、相当である。すなわち、象徴天皇制を定める日本国憲法において、天皇即位は、宗教的なものではなく、憲法上予定される社会的事実であり、世俗的（世俗的とは宗教的の対義語であり、世間一般に行われることが要件となるものではない。）な出来事であることは明らか

である。その際に行われる大嘗祭について、天皇の代替わりに伴う伝統的儀式としての側面が強いと見るか、宗教的儀式としての側面が強いと見るかは、目的効果基準により判断される。原判決は、大嘗祭を天皇即位に伴う伝統的儀式としているところ、大嘗祭の意義については立場により様々な考え方がある中で、議院内閣制をとる日本国憲法の下での閣議口頭了解には一定の意味があるし、儀式の意味合いは、それを取り巻く社会状況等によって、時代とともに変化するものであり、戦前の大嘗祭が有していた「即位した天皇が神性を獲得するための儀式」という意味が日本国憲法の下で行われた本件大嘗祭にも引き継がれているとの控訴人らの主張については争う。

(3) 控訴人らの主張(3)について

控訴人らの主張を争う。本件関与行為は、京都府が自主的に判断してなされたものであり、皇室の伝統的儀式に参列して社会的儀礼を尽くすことは、知事に認められた交際として、地方公共団体としての事務に当たるのであって、本件関与行為に関する公費の支出は違法な財務会計行為となるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も控訴人らの請求は理由がないものと判断する。

その理由は、以下のとおり補正し、後記2で当審における当事者の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1ないし4までのとおりであるから、これを引用する。

- (1) 19頁10行目の「皇居、宮中三殿」を「皇居・宮中三殿」と改める。
- (2) 19頁15行目冒頭から21行目末尾までを次のとおり改める。

「ウ) 主基田の決定

宮内庁職員と京都府職員は、同年5月21日に会議をした（以下「5月21日会議」という。）。宮内庁職員は、同会議において、斎田の推薦を受けるための農業団体のあっせんにつき、交通の便や収穫に伴う諸儀式のた

めの施設を設置できる土地が周辺にあるかといった各種条件を満たすところの推薦を農業団体から受けた旨を「大嘗祭等にかかる各種調整事項について」（甲18。以下「本件説明資料」という。）と題する同庁作成の書面に基づいて説明した。京都府は、その後程なく、京都府農業協同組合中央会に対し、宮内庁から示された各種条件をそのまま伝えたところ、同中央会は、斎田候補地の選定作業を行い、同月25日、斎田候補地を事実上決定した。

その後、宮内庁は、同年7月11日、西脇府知事に対し、農業団体から斎田の推薦を受けるため、京都府内の農業団体をあっせんするよう正式に依頼し（以下「本件あっせん依頼」という。）、西脇府知事は、同月25日、京都府農業協同組合中央会をあっせんした（以下「本件あっせん」という。）。さらにその後、宮内庁が、京都府農業協同組合中央会に対し、主基田のあっせんを依頼した後、主基田は京都府南丹市八木町氷所新東畑、大田主は中川久夫と決定された。なお、本件説明資料には、①同年8月中まで（斎田候補地等の調整）、②同年9月4日頃（斎田の推薦依頼）、③同月18～30日頃（斎田決定通知）、④同月25日～同年10月7日頃（斎田抜穂の儀前一日大祓（なお、この行事には京都府知事及び京都府職員は出席していない。）、斎田抜穂の儀）、⑤同月15日頃（新穀供納）に時期を分けて、今後、上記各括弧内の行事が予定されることと必要となる調整等が記載されている。（以上、甲12～14、18、32〈33頁〉、弁論の全趣旨）」

- (3) 20頁12、13行目「主基田抜穂の儀が行われ、西脇府知事及び京都府農林水産部長が参列した（甲19、20の1、20の2）。」を「主基田抜穂の儀が行われ、西脇府知事及び京都府農林水産部長が参列し、幄舎に用意された椅子に座って儀式を見ていた。なお、その際、両名がお祓いを受けたり、抜穂の作業を行った事実はない（以上、甲19、20の1、2

0の2、32、弁論の全趣旨)。」と改める。

(4) 20頁25行目末尾に次のとおり加える。

「なお、京都府東京事務所長ら参列者は、白張装束をする出席者(大田主等)とは異なり、服装に古装束の指定はなく、参列以上に特段の所作をすることは求められていない(甲32)。」

(5) 21頁11行目冒頭から13行目末尾までを以下のとおり改める。

「西脇府知事は、令和元年11月14日及び同月15日、三権の長、国会議員、他の都道府県の知事ら多数の参列者とともに、悠紀殿供饌の儀及び主基殿供饌の儀に参列し、幄舎に用意された椅子に座って儀式を見ていた。参列者用の幄舎は、悠紀殿、主基殿等から他の建物も挟んで最も隔たったところに建てられており、大嘗宮の儀の関係資料である次第書には、参列者の一として「都道府県の知事及び議会議長」との記載はあるが、悠紀地方及び主基地方である栃木県と京都府の知事を他の都道府県知事と特に区別するような記載は見当たらない。本件大嘗祭について、宮内庁の示した大嘗宮の儀の式次第中には「参列者が拝礼する。」との記載があるが、上記拝礼が行われたのか、行われたとしてどのように行われたのかを明らかにする証拠は、本件証拠中に見当たらず、幄舎の参列者が特段の古装束の着用を求められることはなかった。なお、平成の大嘗祭の例では、招待されて参列した936名のうち、大嘗祭の中心的儀式である大嘗宮の儀において主基殿供饌の儀まで参列していた者は520名であり、上記参列者中、都道府県知事は公表によると27名であり、招待を受けたが参列等しない知事も複数存した。また、上記参列した知事のうち少なくとも4名は私費で参加していた。(以上、甲25、26、32、41、42の3・4、43～45、47、乙1)」

(6) 26頁4行目の末尾を改行の上、以下を加える。

「カ 京都大学人文科学研究所教授の高木博志は、現代の大嘗祭について、

①天皇が天照大神と共食を通じて神になる儀礼、②日本社会と皇室をつなぐ集大成された農耕儀礼との二つの性格を有していた17世紀後半に復元された江戸時代の大嘗祭を踏襲しており、上記①②の性格を継承するものである。したがって、「平成」「令和」の大嘗祭を単なる農耕祭祀とする政府見解は、大嘗祭で天皇が神になるという正統な神道神学を否定する「神隠し」であると述べている（甲87、以下、同旨の見解を「高木見解」という。）。

(7) 29頁8、9行目「国教会制でもこれと政教分離原則との中間型でもなく」を削る。

(8) 28頁21行目「(イ)」及び29頁22行目「(ウ)」をいずれも削り、同24行目を改行の上、以下を加える。

「(イ) 控訴人らは、京都府が本件支援行為を行った国の綿密な連絡・案内・要請に基づき、大嘗祭で用いられる神聖な新穀を生産し、皇居に納めるといふ、それなくしては大嘗祭が成り立たない最重要の準備行為を担ったという認識に基づいて、本件関与行為につき、国の本件支援行為と一連かつ一体であるとする共同行為論に立ち、本件は、国と京都府が天皇及び皇室とともに「国そのものが宗教行為を行った」事案であるから、憲法20条3項による直接禁止に触れるのであり、目的効果基準を適用することはできないとも主張する。

確かに、前記前提事実及び前記認定事実によれば、斎田で生産され皇居に納められる新米なくして大嘗祭が成り立たないことは自明であって、新穀供納の儀までの行事を、大嘗祭に不可欠な一連の重要な準備行為と評価することには理由があるし、当該新米を生産し皇居に納入する役務（以下「本件役務」という。）を、大嘗祭に不可欠な一連の重要な役務と評価することにも理由がある。しかし、大嘗祭の準備行為には、新米の準備の他にも膨大なものがあると考えられるのであり、本件役務を担うことから直

ちに大嘗祭を行うとまで評価できるわけではない。

また、前記前提事実及び前記認定事実によれば、一連の本件役務を担う者は大田主であって、齋田が所在する都道府県でないこともまた自明であるから、京都府自らも一連の本件役務を担ったと認めるためには、社会通念に照らして相応の事実的基礎を要するものと解される。しかるに、前記認定事実によれば、5月21日会議において一連の本件役務が説明されたことは認められるが、当該会議に京都府としての意思決定を行い得る職員が出席していたとは認められない。そして、同認定事実のとおり、京都府は、本件あっせん依頼を受けて本件あっせんをし、宮内庁からそれぞれ案内等を受けて、齋田抜穂の儀に知事が、新穀供納の儀に職員が、各参列したのであって、各別に宮内庁からの依頼や案内に対応したわけであるから、その対応が必ずしも一連のものであるとも評価できない。しかも、前記前提事実及び前記認定事実によれば、悠紀地方と主基地方を定める齋田点定の儀に、当該地方の都道府県知事の関与を要するとは認められず、京都府は、宮内庁から示された齋田候補地の各種条件をそのまま京都府農業協同組合中央会に伝えて取り次いだに過ぎず、それ以上に具体的な齋田の選定作業にかかわったことは窺われない。そして、仮に京都府が本件あっせん依頼を拒絶したとしても、主基地方が変更されるとは考え難いから、主基田は他の何らかの方法で確保されたであろうと推認されるし、仮に齋田抜穂の儀や新穀供納の儀に京都府関係者の参列がなかったとしても、そのことを理由にこれらの儀式が行われなないとは考え難く、これらの儀式は行われたであろうと推認される。以上の事情を社会通念に照らして総合すると、京都府自らが、大嘗祭に不可欠で一連の重要な本件役務を担ったと認めるに相応の事実的基礎があるとは言い難い。

さらに、その後、西脇京都府知事が大嘗宮の儀に参列した点についても、同知事は、悠紀殿及び主基殿から他の建物も挟んで最も隔たったところに

建てられた建物において参列し、その参列の態様が他の参列者とは異なつたとも認められず、平成の大嘗祭の例からすれば、当該参列は任意であつて、途中退出も可能であつたと推認することができる。

以上の事情を総合すると、本件関与行為が国の本件支援行為ないし天皇と一連一体となつて共同行為をしたと評価することはできないから、共同行為論に基づいて目的効果基準が採用できないとする控訴人らの主張は採用できない。」

(9) 30頁9行目冒頭から31頁3行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 大嘗祭の意義、性格

大嘗祭は、その意義、内容及び形式からして、神式の儀式であり、宗教的儀式とみられるものであつて、これが宗教的性格を有することは明らかである。そして、政教分離規定の趣旨に照らせば、このような性格を有する儀式について公費支出を伴う出席・参列をすることは避けるのが望ましいという意見には傾聴すべきものがある。

もっとも、昭和21年(1946年)に制定された現行憲法は、国民主権原理を採用し、神権天皇制を否定して政教分離規定を置き、それから令和元年(2019年)までには自由主義・民主主義の下で73年という長い期間が経過して、人々の価値観の多様化や権利意識の高揚に著しいものがあることは公知である。価値観の多様化と共に様々な出来事に対する見方が多様化した今日の社会においては、大嘗祭の意義や性格について、長きにわたって天皇即位の際に行われてきた伝統的儀式であるという共通認識は維持されていると認められるが、それ以上の共通認識が社会一般に醸成されていると認めるに足る証拠はなく、伝統的儀式という側面が、強くなっていることは否定できない。

これに対して控訴人らは、高木見解等を挙げて、大嘗祭は新しく皇位についた天皇が神性を獲得するための儀式ないし服属儀礼であつて、宗教性

が極めて強いと主張する。確かに、前記認定事実によれば、大嘗祭には明治4年（1871年）の告諭において国家によって明確に上記の意義、性格が与えられたものであり、それから昭和20年（1945年）の終戦までの社会の状況を前提とすれば、上記のような見方は当時の社会においては趨勢であったであろうことが推認されるし、今日の社会においても、上記のような見方をしている者が一定数いるであろうことも推認される。しかし、儀式は沿革や由来を有し、古来の方式や次第等を踏襲することがあっても、儀式における所作や儀式のもつ意味や位置づけについては時代とともに様々に変化するものであることは否定できないのであって、大嘗祭の意義や性格も社会の変化と共に変遷してきたことは前記説示のとおりである。そして、現行憲法は、明確に神権天皇制を否定し、国民主権原理を定め、それから令和元年までには、明治4年から昭和20年までと同等の期間が経過して、今日の社会の人々の間にも、かかる認識や制度に対する理解は定着していると解されるのであって、控訴人らの主張に係る見方が今日の社会において一般的であるとは認められない。また、「平成」及び「令和」の大嘗祭に関する政府見解も、神性を取得するとはしていないことを踏まえると、本件に目的効果基準を適用するに当たり、大嘗祭の意義、性格を控訴人らの主張のように捉えるのは相当でない。ただ、上記認定のとおり、今日の社会においても、上記のような見方をしている者が一定数いるであろうことは考慮されるべきである。」

- (10) 31頁20行目「参列の意図」を「主基田拔穂の儀ないし新穀供納の儀への参列の意図」と、同21行目の「大嘗祭の皇室の伝統儀式としての性格」を「皇位継承の際に行われてきた大嘗祭の伝統的性格」と、それぞれ改める。
- (11) 32頁13行目末尾に「控訴人らは、主基地方の知事が大嘗宮の儀に参列した意味は、単に招待されて参列しただけの知事と同視することができ

ないとか、西脇府知事の参列に祝意を表する目的以外がなかったとする証拠がないなどと主張するが、上記参列の客観的態様からすれば、同知事の参列を他の知事の参列と殊更区別すべき理由は見当たらないし、同知事に祝意を表する目的以上の目的があったと認めるに足る証拠もない。」を加える。

- (12) 32頁17、18行目「本件関与行為について、一般人が直ちに宗教的意義を認めるとは考え難く、むしろ」を、「本件関与行為について、神道に対する援助、助長、促進等するものと受け止める者が一定数いるとしても、一般人が、直ちに神道に対する援助、助長、促進等するものと受け止めるまでは解されず、かえって社会一般としては、」と改める。
- (13) 33頁9、10行目「上記の大嘗祭の意義、性格及び西脇府知事による関与の態様等」を「上記の大嘗祭の意義、性格及び西脇府知事による関与の態様、被控訴人（京都府）自身が、本件大嘗祭について①服属儀礼としての性質を有する、②新しく皇位についた天皇が神性を獲得するための儀式であるとする控訴人らの主張を争っていること、西脇府知事が他の都道府県の知事ら多数の参列者と同様に参列していること、大嘗祭の中心をなす大嘗宮の儀の参列につき、参列者は主基殿供饌の儀の前に退出することもできたのであり、平成度の大嘗宮の儀の間に少なくない参列者が主基殿供饌の儀前に退出していること、平成度及び本件大嘗祭に参列していない知事等も複数存したこと等」とそれぞれ改める。
- (14) 33頁15行目冒頭から20行目末尾までを以下に改める。

「エ 本件関与行為の目的及び効果

以上の検討を踏まえ、社会一般の見地から客観的にみれば、本件関与行為の目的は、皇位継承の際に行われる伝統的儀式に関し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすためのものといえ、その効果も、直ちに、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干

渉等になるようなものとは解されない。」

2 当審における当事者の補充主張に対する判断

(1) 共同行為論に関する主張について

控訴人らが主張する共同行為論を採用することができないことは、原判決を補正して前記説示したとおりである。

控訴人らは、西脇府知事等の参列につき、儀式の進行を現場身近で「見守る」ことによって大嘗宮の儀に参画し、同儀式を成立させたものである、悠紀殿・主基殿供饌の儀において、拝礼も求められており単なる参列者・見物人でない、参加を事実上強制されているなどと主張するが、京都府は大嘗祭の主催者や共催者ではないのであって、大嘗祭の施設費用等を支出するようなことはなく、また、西脇府知事は、宮内庁の案内を受けて、他の参列者と共に幄舎（悠紀殿、主基殿等から他の建物も挟んでもっとも隔たったところに建てられた建物）に用意された椅子に座って儀式を見ていたにとどまり（本件関与行為における他の参列行為も同様である。）、拝礼についてもその有無や具体的態様を明らかにする証拠はなく、少なくとも神式の装束によるものではない。また、西脇府知事は、他の都道府県知事ら参列者と共に大嘗宮の儀や大饗の儀に参加したものであるが、参列等していない知事もいることを踏まえると、本件大嘗祭に参加を事実上強制されたと認めることも困難である（大嘗宮の儀以外の関連儀式に関する本件関与行為についても同様である。）。

控訴人らは天皇の即位に祝意を表する社会的儀礼をつくすのであれば、即位の礼に参加すれば足り、宗教行為である大嘗祭に参列する必要はなく、また、大嘗祭や抜穂の儀に参列したいのであれば、私的参列をすることも可能であると指摘する。なるほど、天皇の即位に祝意を表する社会的儀礼を尽くすのであれば、即位の礼に参加すれば足り、政教分離原則を定める現行憲法の下、地方自治体の首長らが伝統的儀式とはいえ、宗教的性格を有すること

の明らかな大嘗祭に公費をもって参加するのを避けるべきということは一つの見識であるといえるし、現に参加しなかった知事や私費で参加した知事も存するところである。もっとも、本件関与行為の内容や態様等（農業協同組合中央会への取次ぎや儀式への参列にとどまり、参列に要する交通費用等以外の儀式そのものに要する費用等を支出していない。）が、皇室神道という宗教を援助・助長・促進等する効果・影響を有するものとして国家と宗教の関わり合いが相当な限度を超えるとまではいえないことは、原判決（補正後のもの）を引用して説示したとおりである。

(2) 大嘗祭の意義、性格について

大嘗祭の意義、性格に関する控訴人らの見方を、社会一般における客観的な見方として採用できないことは、原判決を補正して前記説示したとおりである。そして、社会一般における客観的な見方を前提として、目的効果基準を適用すれば、宗教的性格を有する大嘗祭に関与することが直ちに憲法の政教分離原則に違反するものとはいえず、本件関与行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いがわが国の社会的、文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えないと判断されることも前記説示のとおりである。

(3) 地方自治法2条2項の「事務」該当性について

控訴人らは、本件関与行為は、地方自治法2条2項の「事務」に該当しない旨主張するが、本件関与行為は、京都府の事務に含まれるものとして許容されることは、原判決を引用して説示したとおりである。控訴人らの上記主張は、独自の評価・前提に立つものであり、採用の限りではない。

3 結論

よって、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であるから、本件控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第6民事部

裁判官

中山誠一 

裁判官

齋藤毅 

裁判長裁判官東亜由美は転補のため署名押印することができない。

裁判官

中山誠一 

